

サービスの見込み量の推計における推計方法一覧

資料 2

【推計方法】

1	令和 7 年度実績の横引きによる推計	直近の実績値である令和 7 年度の実績値と同数で見込む方法。 【採用基準】 2～5 のいずれの採用基準にも当てはまらないもので、ニーズの変動が少ないと見込まれるもの。
2	平均値の利用による推計	各年度の住民基本台帳人口（または対象年齢階層人口）に対する「利用率」を算出して平均化し、それを次期計画期間の「推計人口」に掛け合わせる方法。 【採用基準】 利用者数が比較的少なく年度ごとの変動（ブレ）が大きいサービスまたは既にニーズが完全に飽和し安定しているサービスなど。
3	直近値の利用による推計	直近の確定実績（令和 7 年度値）における対人口利用率をベースとしてそのままスライド据え置きとする方法。 【採用基準】 直近で大きな制度改正や大規模な事業所の新設・撤退があり、過去のデータが現在の実態を反映していない場合など。
4	近似式による推計	過去 5 カ年の確定実績（令和 3～7 年度）を時系列データとしてプロットし、最小二乗法を用いて回帰直線を導き出し、機械的に予測計算する方法。 【採用基準】 放課後等デイサービスや就労継続支援 B 型など、手帳や人口の増減に関わらず、明確な右肩上がりのトレンドが継続しているサービスなど。
5	政策判断による推計	国の基本指針が掲げる成果目標や各自治体におけるサービスの提供体制、アンケート調査等から分かる独自の傾向等から、特別に考慮する事情があると考えられるサービスについては、個別の事情を踏まえて見込み量を算出する。

(1) 障害福祉サービス

サービス種別		推計方法	政策判断の内容
介護給付	居宅介護	5	採用基準から推計方法4で推計した場合、減少が続くことになるが、アンケート調査等から今後もニーズあると見込まれることから、直近3年間の増加率を基に推計を行い、増加傾向になると見込んでいる。
	重度訪問介護	4	—
	同行援護	4	—
	行動援護	4	—
	重度障害者等包括支援	5	これまで利用実績がなく、上記の推計方法による推計ができないが、障害のある人の高齢化や重度化に伴う利用ニーズを見据えて、現行計画と同数で見込んでいる。
	短期入所(福祉型)	4	—
	短期入所(医療型)	2	—
	療養介護	1	—
	生活介護	4	—
	施設入所支援	1	—
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	5	年度によって利用状況に差が大きいことから、直近の最大利用者数に対応可能な提供体制を維持するものとして算出している。
	自立訓練(生活訓練)	2	—
	就労選択支援	5	新たに開始したサービスであり、上記の推計方法による推計ができないため、令和8年7月までの利用実績及び特別支援学校生徒の利用見込数から令和8年度の見込値を算出した上で、さらに国の基本指針で示されている令和11年度の就労選択支援利用者の目標値を基に算出している。
	就労移行支援	3	—
	就労継続支援A型	1	—
	就労継続支援B型	4	—
	就労定着支援	4	—
	自立生活援助	5	前計画期間中の利用実績がなく、上記の推計方法による推計ができないが、令和元年度に利用実績があったことを踏まえ、今後もニーズが生じる可能性があるものとして、前計画の見込み量と同程度を見込んでいる。
相談支援	共同生活援助	4	—
	計画相談支援	4	—
	地域移行支援	5	国の基本指針に基づき、成果目標における施設入所者の地域生活への移行数を見込むとともに、令和7年度の病院(入院)からの地域移行支援利用者数の実績を加えて算出している。
	地域定着支援	5	地域移行支援の利用者が利用する想定のため、地域移行支援の利用者と同数で見込んでいる。

(2) 地域生活支援事業

サービス種別			推計 方法	政策判断の内容
必 須 事 業	移動支援事業		3	—
	地域活動支援センター事業		1	—
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	2	—
		要約筆記者派遣事業	2	—
任 意 事 業	在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業		2	—
	日中一時支援事業		2	—
	障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）		4	—

(3) 障害児福祉サービス

サービス種別		推計方法	政策判断の内容
児童発達支援		5	採用基準から推計方法1で推計した場合、減少が続くことになるが、アンケート調査等から今後もニーズあると見込まれることから、直近の利用者数の増加率を基に推計を行い、増加傾向になると見込んでいる。
放課後等デイサービス		4	—
保育所等訪問支援		5	採用基準から推計方法2で推計した場合、減少が続くことになるが、今後の児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者の増加の見込みに合わせて、利用が増加することを見据えて算出している。
居宅訪問型児童発達支援		5	これまで利用実績がなく、上記の推計方法による推計ができないが、多様な障害児支援のニーズに対応することを想定し、前計画と同じ見込み量で算出している。
障害児相談支援		5	採用基準から推計方法2で推計した場合、減少が続くことになるが、国の基本指針においてのぞまないセルフプランの解消が示されていることを踏まえ、今後はさらにニーズが増加するものとして算出している。